

山田特許事務所 商標出願料金表

(2016年7月1日更新)

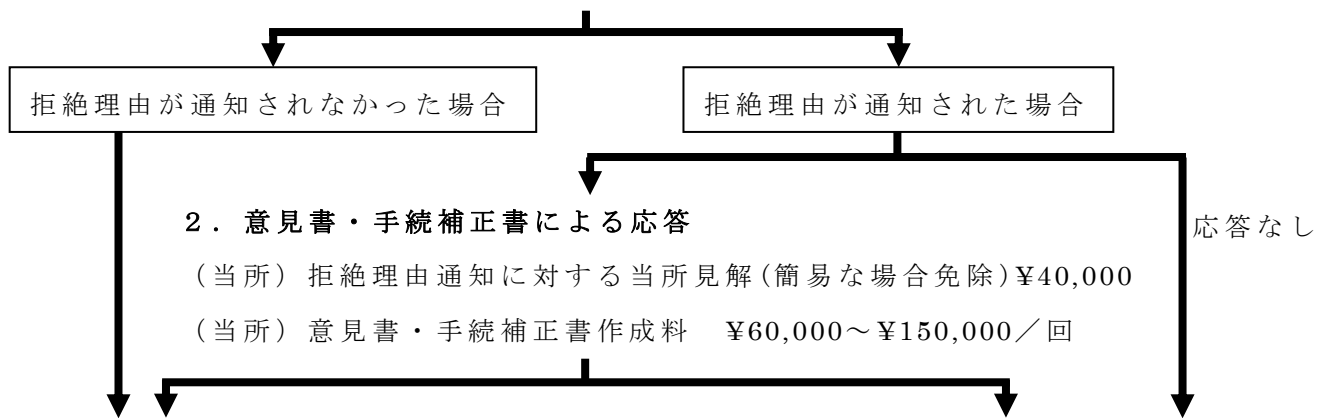
1. 商標登録出願時の費用

(当所) 商標登録出願パック固定料金 (簡易先行調査、指定商品役務検討及び必要な相談を含む) ¥80,000

* 調査の結果、出願見送りの場合 ¥30,000 減額

(当所) 区分数加算 ¥20,000 × 区分数

(特許庁) 出願料 ¥3,400 + ¥8,600 × 区分数



3. 登録査定の場合

(当所) 登録料納付手数料 (登録証送付を含む) ¥30,000 / 回

(特許庁) 10年分商標登録料 ¥28,200 × 区分数

又は5年分ごと分割納付 ¥16,400 × 区分数

3. 拒絶査定の場合

- ・ 拒絶査定不服審判請求
- ・ 放棄

その他費用

商標権を更新する場合

(当所) 更新登録料納付手数料 ¥30,000 / 回

(特許庁) 10年分更新登録料 ¥38,800 × 区分数

又は5年分ごと分割納付 ¥22,600 × 区分数

オプション手続当所費用

早期審査の申請 (早期審査の事情説明書の作成及び提出) *1 ¥80,000

*1…早期審査の申請をして早期審査の対象と認められた場合、審査の期間が通常は6ヶ月程度のところ、1~3ヶ月程度で登録又は拒絶査定となります。

* 当所では前金でお願いしております。

* 書類等は極力電子メールを利用して送受します (登録証を除く)。